

48.法人に係る消費税の申告期限の特例の創設

1. 改正のポイント

<p>(1)趣旨・背景 法人税と異なり、消費税には提出期限の延長が認められていないことによる事務負担を削減することが目的である。</p> <p>(2)内容 法人について、消費税の確定申告書の提出期限の特例(1ヶ月の延長)が創設される。 (要件)・法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人であること。 ・消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出すること。 (提出期限の延長が認められる課税期間) 届出書を提出した日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間</p> <p>(3)適用時期 2021年(令和3年)3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。</p> <p>(4)実務のポイント ・納付については、延長期間(最長1ヶ月)における利子税が発生するため、実務上は、法人税と同様、見込納付を行うことが想定される。 ・課税期間を短縮している法人については、事業年度終了の日の属する課税期間のみに延長が認められる。 ・連結納税の法人税の延長期間は通常2ヶ月であるが、消費税の延長期間は1ヶ月であるため留意する必要がある。</p>
--

2. 改正の趣旨・背景

法人税には提出期限の延長が認められている一方、改正前の消費税には延長が認められていない。そのため、消費税申告後に決算が確定し、消費税額の変動が生じたときは、修正申告や更正の請求を行う必要があるなどの事務負担が生じていた。この事務負担を削減することが目的である。

- (※)法人税の提出期限の延長が認められる例
- ① 定款等の定めにより各事業年度の末日の翌日から2ヶ月以内に定時総会が招集されない常況にある場合
・・・1ヶ月(連結法人の場合は2ヶ月)の延長
 - ② 会計監査人を置いている場合で、かつ、定款等の定めにより、各事業年度終了の日の翌日から3ヶ月以内(連結事業年度は4ヶ月以内)に定時総会が招集されない常況にある場合
・・・最長4ヶ月の延長

3. 改正の内容

法人について、消費税の確定申告書の提出期限の特例(1ヶ月の延長)が創設される。
納付については、延長された期間(1ヶ月)に係る利子税を併せて納付する必要がある。

(要件)

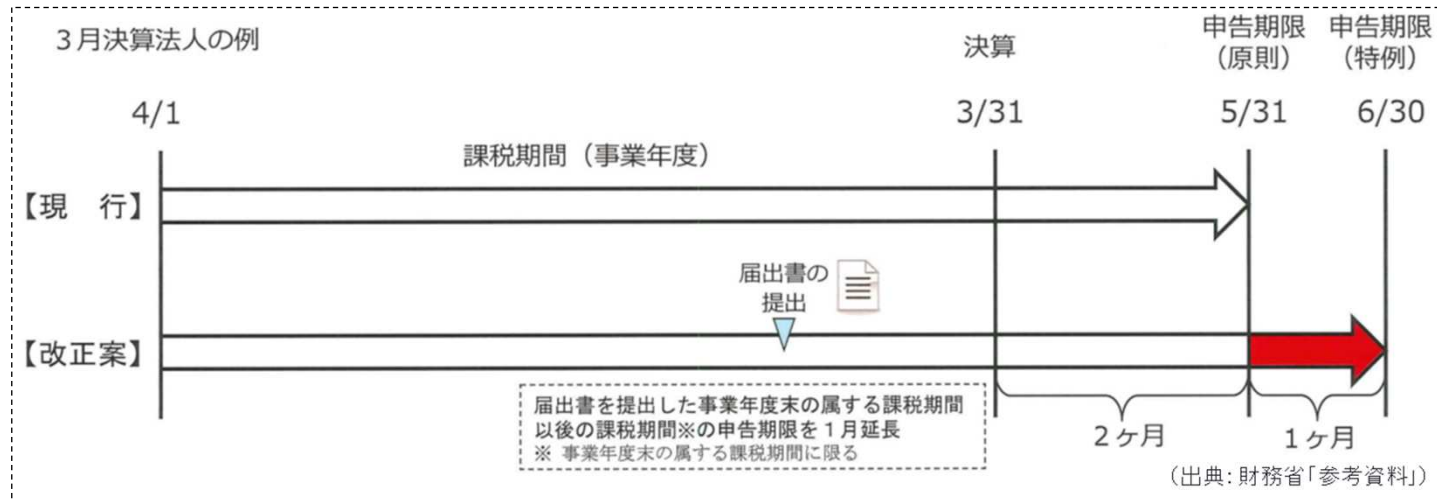
- ① 法人税の確定申告書の提出期限の延長の特例の適用を受ける法人であること。
- ② 消費税の確定申告書の提出期限を延長する旨の届出書を提出すること。

(例) 3月決算法人の場合

税目	改正前			改正後		
	決算日	提出期限		決算日	提出期限	
		原則	延長(※)		原則	延長(※)
法人税	3月31日	5月31日	6月30日	3月31日	5月31日	6月30日
消費税	3月31日	5月31日	なし	3月31日	5月31日	6月30日

1ヶ月の延長が可能に

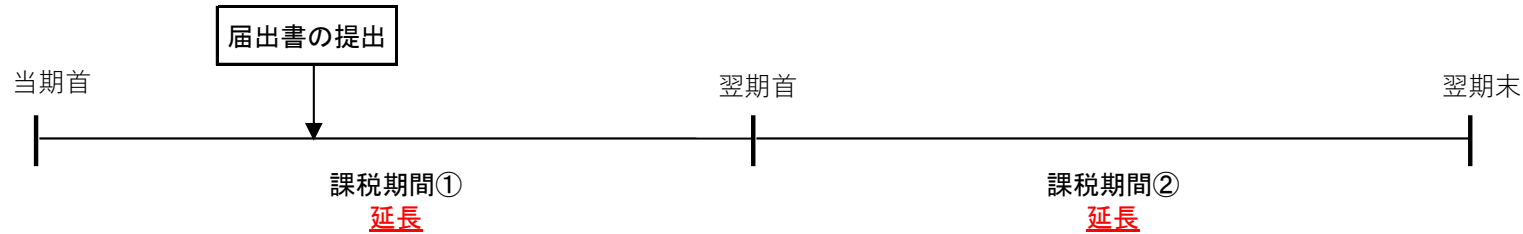
(※) 法人税の申告期限を1ヶ月延長している場合



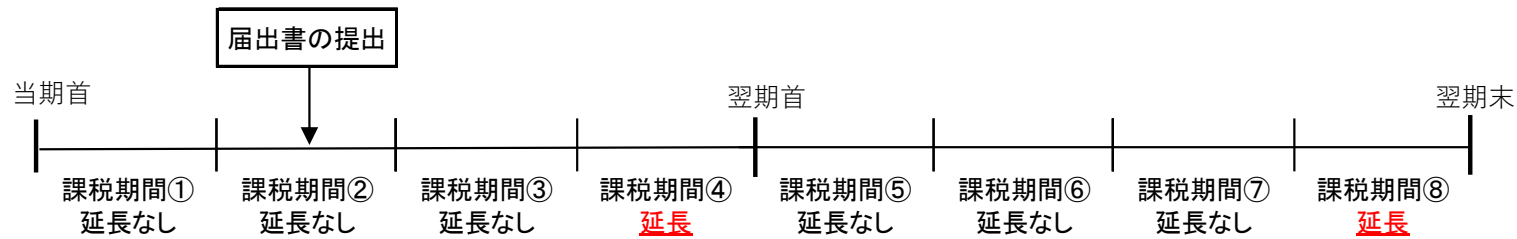
(提出期限の延長が認められる課税期間)

その提出をした日の属する事業年度以後の各事業年度の末日の属する課税期間

◆課税期間が事業年度(1年)の場合



◆課税期間を短縮している場合(例:3ヶ月)



4. 適用時期

2021年(令和3年)3月31日以後に終了する事業年度の末日の属する課税期間から適用する。

5. 改正の影響

消費税申告後に決算が確定し、消費税額の変動が生じたことにより必要となる修正申告や更正の請求などの事務負担が削減される。

6. 今後の注目点

税制改正大綱には、「その他所要の措置を講ずる」と記載があるが、その内容は不明であり改正法令等の確認が必要である。